

S.C.WORKS 今週のスタディ！

【ヘッドライン】

- 1) 「三越伊勢丹、復興アートプロジェクト」
- 2) 「生肉提供施設、94%が違反 加熱の基準守らず」
- 3) 「雪印食品牛肉偽装事件から 10 年」
- 4) 「物々交換専用、お金がいない自販機が話題に」

1) 「三越伊勢丹、復興アートプロジェクト」

三越伊勢丹は 2 月 1 日から、アートフェア「TOKYO FRONT LINE」と協働で、伊勢丹新宿店、日本橋三越本店、銀座三越のショーウィンドウにおいて、「KISS THE HEART # 1」を開催する。

「KISSTHEHEART # 1」は三越伊勢丹が主催で、「TOKYO FRONT LINE」によるプロデュースのもと、アートを通じて東日本大震災の復興支援を行う社会貢献事業。

2 月 1 日からの約 1 か月間、伊勢丹新宿店・日本橋三越本店・銀座三越のショーウィンドウを発表の場とし、ヤノベケンジ氏をはじめとする新鋭アーティストの作品を展示する。

出展作品は、「イマジネーションの力」をテーマとする新作が中心となり、アーティストたちが東日本大震災復興をどのようにとらえたかが分かるアートという。

2 月 11 日には、ナビゲーターに京都造形芸術大学教授後藤繁雄氏、現代アートコレクター宮津大輔氏を迎え、伊勢丹新宿店、日本橋三越本店、銀座三越のショーウィンドウなどで展示するアート作品を宮津氏の解説を交えて紹介してまわるバスツアーを実施する。

3 月 4 日には、銀座三越 9 階銀座テラス/テラスコートにて、参加アーティストが制作したアート作品 21 点のチャリティオークションを実施する。

オークション落札額の全額（消費税分は除く）を東北芸術工科大学と京都造形芸術大学が共同で行う東日本復興支援事業「こども芸術の家プロジェクト」に寄付する。

三越伊勢丹ではこのスタイルのチャリティを 3 年計画で長期的におこなう予定。違った目線で震災を感じることができそうだ。様々な企業の色に合った復興イベントをすることも大事ななのかもしれない。

2) 「生肉提供施設、94%が違反 加熱の基準守らず」

ユッケによる集団食中毒事件を受けてできた生食用牛肉の新基準について、生肉を提供している飲食店など全国の 445 施設のうち 94%が基準に違反していたことが、厚生労働省のまとめでわかった。違反施設のうち肉の加熱が不適切なケースが 9 割を超えていた。

新基準では、生食用牛肉を提供するには肉塊の表面を加熱し、加熱部分を取り除くことなどを義務づけた。厚労省は新基準が守られているかの調査を都道府県などに要請していた。

対象は営業許可を受けている全国の飲食店や食肉販売業、食肉処理業の計約 153 万施設。施行後も生食用牛肉を扱っていたのは 445 施設あり、昨年 12 月末までに立ち入り検査した。

445 施設のうち基準を守っていなかったのが 94%の 418 施設だった。内訳は飲食店が 316、食肉販売業 99、食肉処理業 3 施設。違反していた 418 施設のうち 187 施設は、生食用に分類される牛たたきだけを提供していた。

違反した施設のうち、肉塊の加熱などが適切でなかったのが 96%を占めた。

新基準を守らないと食品衛生法違反となり、罰則もある。今回は指導にとどめ、何度も違反を繰り返すなど悪質な場合には罰則を適用する方針だ。

一度起こると命に関わる事件に発展してしまう食中毒問題だが、これまで問題のなかった店は「なぜ？」という疑問を少なくとも抱えているだろうし、消費者も「自分は大丈夫」「もし起こったとしても自己責任だから大丈夫」と思っている人もいるだろう。しかし、問題が起こったときのことを考えて規制をするというのも仕方ないことだとも思う。馬、鶏は OK だけど牛はダメといった微妙な線引きがさらにややこしくしていそう。誰もが理解できる明確な方法を提示してもらいたい。

3) 「雪印食品牛肉偽装事件から 10 年」

「食の安全」への注目が高まり公益通報制度が整備されるきっかけの一つとなった雪印食品牛肉偽装事件が、23 日で発覚から 10 年を迎える。国はこの間、食品表示を巡る法の厳格化や監視体制の強化を図ってきた。それでも JAS 法に基づき偽装表示などの改善を業者に求めた指示の件数は、10 年度までの 10 年間で国、都道府県合わせて計 853 件に上り、規制・監視の強化と偽装のいたちごっこが続く。雪印食品事件以降、同種の牛肉偽装が相次いだ。国は同年、法人に対する JAS 法の罰金の上限を 1 億円に引き上げ、改善指示を出した段階での業者名の原則公表を開始。09 年には段階を踏まずに罰則を適用する直罰規定（懲役 2 年以下）を導入した。食品表示の監視体制も強化が進む。02 年、各地の農政局などに「食品表示 110 番」が設置され、年間約 2 万 6000 件の通報がある。食品 G メンの他にも、08 年度には「表示・規格特別調査官」を東京、大阪、福岡に計 20 人配置。昨年 9 月には計 40 人に増員した。

消費者庁は、直罰規定導入について「業者にはプレッシャーになった」とするなど各種施策による抑止効果を強調するが、刑事告発に至った例はない。しかも、事件化の際には、より刑罰の重い不正競争防止法（懲役 5 年以下）が適用されるケースが目立つ。

食の安全・監視市民委員会（東京都）代表の神山美智子弁護士は「国は告発に消極的で JAS 法は機能していない」と厳しく指摘。村千鶴子・東京経済大教授（消費者法）も「企業のコンプライアンス対策が全社的取り組みになっていない。食品業界全体で改善に取り組むことが大切」と話す。

◇最近 10 年の主な食品偽装◇

02 年 1 月 雪印食品の牛肉偽装発覚

7 月 日本ハムグループの牛肉偽装発覚

03 年 7 月 丸三出雲（島根県斐川町）の宍道湖産シジミ偽装で社長ら逮捕

- 04年4月 ハンナン（大阪市）グループの牛肉偽装で元会長ら逮捕
- 11月 フジチク（名古屋）グループの牛肉偽装で会長ら逮捕
- 07年8月 石屋製菓の「白い恋人」賞味期限改ざんで改善指示
- 10月 ミートホープ（北海道苫小牧市）の偽装牛ミンチで元社長逮捕
- 〃 赤福（三重県伊勢市）の「赤福餅」消費期限偽装で改善指示
- 08年2月 カワウ（京都市）の水煮タケノコの有機 JAS マーク不正表示で社長ら逮捕
- 6月 船場吉兆（大阪市）の但馬牛偽装で前社長ら書類送検
- 11月 魚秀（徳島市）の中国産ウナギ産地偽装で社長ら逮捕
- 12月 丸明（岐阜県養老町）の飛騨牛偽装で前社長ら逮捕
- 09年2月 三笠フーズ（大阪市）の汚染米食用転売で社長ら逮捕
- 11年5月 ジュノ（大阪市）のタヒチ産偽装ノニジュースで社長逮捕

罰則を設けても、過去の例のように良識のない業者は平気で偽装をしている。消費者にとってはその業者らの誠意に任せるしかない部分があるが、偏りすぎたブランド志向もそうした偽装を招く要因の一つに違いない。自己の利益のことばかり考えて消費者を欺く企業は許せないが、食品業界が協力して改善に取り組むように、消費者としても何かできることはないかと思う。

4) 「物々交換専用、お金がいらぬ自販機が話題に」

リサイクル・再利用を目的に不要品が品物として並ぶ自動販売機「Swap-O-Matic（スワップ・オ・マティック）」が話題を集めている。

不要品の寄付・交換・受け取りができる同マシンは、「再利用や交換することを通じ、無意識に消費する生活スタイルから持続可能なスタイル移行への働きかけ」を目標に、パーソンズ美術大学で教えるデザイナー、リナ・フェネキトさんが考案。エンジニアと組み自販機型の「物々交換機」を作り上げた。

仕組みは、ポディーの正面に設置されたタッチパネルからEメールアドレスを入力し、寄付したい物をロッカーに入れるだけ。1回の寄付で1クレジットがもらえる。反対に、既に寄付された物を受け取る場合には1クレジットが必要となる。新規利用者には3クレジットが渡され、無条件で受け取りができる。

世界に1台しか存在しない「Swap-O-Matic」。現在は、ブルックリンのプロスペクトハイツにあるアイスクリーム店「Ample Hills Creamery（アンプル・ヒル・クリーマリー）」に設置され来店客に親しまれている。

自身も利用しているという同店マネジャーのエリック・ウーさんは「斬新なアイデアで素晴らしい。設置の問い合わせをもらって、すぐに引き受けた」と話す。ATMマシンの設置は断ったが、「これなら」と即決したという。「その時々で寄付されている物はさまざま。これまで現金も見かけたし、スカーフやサイフなど実用的な物が多い」とも。

「男女関係なく利用者は多い」という同マシン。再利用やリサイクルには、新品を購入するのと同様の楽しさがあることを思い出させてくれる自販機として、今後の展開に注目が集まる。

バザーなどに出向かなくても、だれでも気軽に物々交換ができる事で、今までやっていなかった人も物々交換やリサイクルの輪に入れるのは嬉しい。
喜ぶ人も多いようで、これからどんどん台数が増えそう。
日本で見かける日もそう遠くはなさそうだ。